

第 1 回・第 2 回廃棄物部会における委員意見への対応

関連章等	番号	委員意見要旨	開催回	対応案	資料2 該当頁
共通	1	愛知県の地域性や特徴を生かした廃棄物の削減方法があると思う。	1	第1章の中で本県の廃棄物行政を取り巻く現状と課題を整理した上で、策定の趣旨の中で過去の教訓や経験に配慮した記述を行うとともに、「第5章 施策の展開」の中でも随所にこうした課題を意識した取組を記述するよう心がけた。	1-2 他
第1章 1(1) (2)	2	第1章の「策定の趣旨」は、現行計画と比べて簡潔になっているが、県の姿勢を示し、熱意が伝わるようにしていただきたい。	2	「1 策定の趣旨」の中に、新たに「現状と課題」を整理し、過去の成果と本県を取り巻く新たな課題を整理した上で、一般廃棄物の施策、適正処理の指導と不適正処理の未然防止、災害時における廃棄物処理体制の構築などを重点に進める旨整理した。	1-2
第3章 3	3	実施した施策の数値に対する効果について具体的に示されたい。	1	「3 取組の成果と課題」に、「主な取組の実績・効果」を整理して記載した。なお、現計画の施策に対する検証については、別添参考資料1のとおり一覧表に整理した。	42-48
第4章	4	目標数値の表記を「程度」とするか、小数点以下とするか、現在作業中であるから、最終時に決めるということが良いか。	2	目標数値については、現行の廃棄物処理計画及び国の基本方針に準拠した。	49
	5	1人1日当たり家庭系ごみ排出量500gとする理由について、国の目標だからではなく、県民が納得できるよう説明を考える必要がある。例えば食品ロス問題を考えていくというメッセージがあって国の目標を目指すというミッションを示す方が納得できるし愛知らしさも出る。	2	(一般廃棄物) 平成26年度における一人一日当たりのごみの排出量等は【別紙表1】のとおりで、本県においては、「家庭系ごみ排出量」のみが全国平均より多いため、まず「1(3) 目標の設定の考え方」の中で、「県民一人ひとりのごみ減量の意識を高め、エコアクションの実践を促すことが重要」と位置づけた上で、「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」の目標設定を行うこととした。この目標は、県民にとってもわかりやすい目標値であり、また、県民のごみ減量の意識をより高めることができる設定であるため採用した。 次に「500g」という数値は、単に国の基本方針の目標値というだけでなく、県民に「切りがよく憶えてもらいやすい」目標値であるとともに、「将来予測との乖離は、40g程度であるため、市町村と協力して日々の暮らしの中で小さな工夫や改善を働きかける」ことで達成可能と考えられるためである。 他の「排出量」「再生利用率」「最終処分量」の目標については、「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量500g」を満足させるため、計算を行い、目標値を設定した。	51
	6	一般廃棄物で国が12%減で、将来推計は3%減、県の目標値は6%減で、こんなものかとは思いますが、この部会で目標値を決めるとなると妥当性や合理性を判断する必要がある。	2	(産業廃棄物) 排出量...本県の将来予測値と国の目標値を比較し、より厳しい国の目標値と同じ約3%削減することとした。 再生利用率...本県の再生利用率は全国平均よりも高いことから、本県のピーク値である約74%を維持することを目標値とすることとした。 最終処分量...上記 を満たす目標値を演繹的な計算により設定した。	54-55

関連章等	番号	委員意見要旨	開催回	対応案	資料2 該当頁
第4章	7	目標値500gだけだとわからないので、今の生活ごみがどうで、何をしなければならぬかを示さないとイメージがつかめない。	2	例示として、H26の愛知県の一人一日当たり家庭系ごみ排出量535gを人口比率の多い名古屋市のごみ組成比(1)で表すと、(別紙表2)のとおりで、生ごみが最も多く、家庭系ごみの約1/3を占めている。 一方で、H26の世帯食の一人一日当たりの食品ロス量は40.9g(2)である。これらの数値の比較は、調査基準等が異なり一概に比較はできないが、食品廃棄物不正転売事件の教訓を踏まえた「食品ロス削減」を、目標の達成と関連付けることが可能になるとともに、県民へのメッセージが込められるものと考えられる。このため、計画では、「1(3)目標の設定の考え方」の中で、将来予測値に対する削減目標の約40gは、「世帯食の一人一日当たりの食品ロス量に相当する。」ことや、「40gの目安としては、新聞見開き2枚、大きめのイチゴ1個分に相当する。」と表記し、県民向けのイメージ作りを行った。	51
第5章	8	民間事業者によって直接回収されている一般廃棄物の量について把握していただきたい。	2	今後は、民間事業者によって回収されている資源化物の量を把握することも必要であると考えており、「2 具体的施策」「施策1(3)」に「民間事業者等によるリサイクル状況の把握を促進する」ことを記載するとともに、「施策1(4)」にその実態把握について「検討を進めるよう国に働きかける」旨を記載した。	58-59
	9	計画の中でエネルギー利用をどのように位置づけるのか。	2	「2 具体的施策」「施策2(3)」に、バイオマス系循環資源の活用や未利用資源のエネルギー利用を促進の取組の強化、新たに水素サプライチェーンの構築・事業化等、低炭素社会に配慮した資源循環施策に取り組む旨記載した。	61
	10	温暖化対策等は重要なテーマでもあるので、温暖化対策等を含めた案を示されたい。			
	11	食品廃棄物の不適正処理事案のような問題についても計画で扱う必要があると思うので課題として皆で認識していきたい。	1	「2 具体的施策」「施策3(3)」に「排出事業者責任の徹底」や同「(5)」に立入検査体制の強化に係る記述を新規取組として盛り込んだ。 第6章の「1 各主体の責務・役割」のうち「(2)事業者」の役割においても、主な具体的行動の中に、事件の教訓を踏まえた記述を行った。	62,65 71-72

1 出典：名古屋市第5次一般廃棄物処理計画 第2章 3ごみと資源の内訳

2 出典：食品ロス統計調査（世帯調査）（農林水産省 平成26年度）